



東京地裁不当判決後の記者会見

インドネシア・コトパンジャン・ダム被害者住民裁判 東京高裁・第一回口頭弁論

2012年3月2日(金)

13:30 傍聴券抽選(予定): 裁判所前 (地下鉄「霞が関」A1 出口)

14:00 口頭弁論(101号大法廷)

コトパンジャン住民原告が意見陳述を行います
大法廷(99席)を満杯に! ぜひ傍聴おこしてください

■不当判決から2年半。今も続く深刻な被害

2009年9月10日、東京地方裁判所(中村也寸志裁判長)は、コトパンジャン住民 8,396人とインドネシア環境フォーラム(WALHI)が求めた損害賠償請求を全てしりぞける不当判決をくださいました。日本のODA(政府開発援助)によるダム建設がもたらした住民23,000人の強制移住・生活破壊、自然環境破壊に全く目をむけず、被告である日本政府・JICA(国際協力機構)・東電設計(東京電力グルー

◆◆ 裁判報告集会 ◆◆

同日 18:30~、すみだ産業会館

(JR 総武線・中央線「錦糸町」南口前、
「丸井テパート」と同じビル)

- ・原告住民からの訴え
- ・弁護団からの報告
- ・第2回 ODAを問う国際連帯シンポジウム(仮称)のよびかけ ほか

プ)の主張を丸飲みした、人権感覚欠如・非常識きわまりない判決でした。

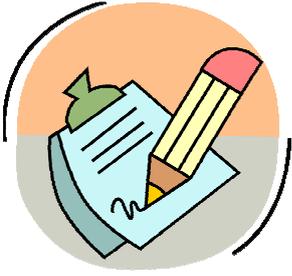
■新証拠を提出し、被害事実を明らかにした原告側・控訴理由書

控訴理由書では JBIC(国際協力銀行。現在はJICAに統合)が援助効果促進調査(SAPS)にあたり、住民被害の発生を明確に認識していたことや、借款契約に3条件(すべての象の移転、個々の世帯からの移転同意、移転前と同等かそれ以上の補償)とその履行のための特約が付された意味、そしてコンサルタントである東電設計が契約に基づき果たすべき義務および、住民への重大な被害を発生させることを知りながら湛水を指示した責任を明確に主張し、新証拠を提出しています。

さらに原告側は、村井吉敬教授(早稲田大学)と松野明久教授(大阪大学)による意見書を提出しています。意見書は、専門家の立場からODA被害による被告側の責任を厳しく追及しています。

■東京高裁で逆転勝訴を!

控訴審では、ODAのウソがますます明らかにされます。第一回口頭弁論では、大法廷(傍聴席 99席)が使われることになりました。傍聴席を満杯に



**公正判決要請署名にご協力
お願いします。**

高裁への第1次提出:3月1日

事実認定すらしなかった東京地裁の歴史的
不当判決を逆転勝訴させるために、国内外で
の運動を大きく盛り上げましょう。

控訴審は非常に早く進行する可能性があり、
裁判所が運動の高まりを認識するに足る
数の署名を、短期間に集中したいと思います。
すでにインドネシア現地では「住民闘争協議
会」によって、公正判決を求める独自の署名が
検討されています。

して、東京地裁での不当判決をはねのけましょう!
ご支援よろしく申し上げます。



フクシマの事故が収束していないにも関わらず、政府はヨルダン・ベトナムなどに原発輸出を進めています。ODAは、原発輸出の相手国から受注を得るために「パッケージ」として使われています。

「開かれた国益の増進」・・・これが政府の掲げているODAの目的です。1%の人たちの利益が「国益」とされ、原発まで輸出する。こんなODAは即刻やめさせなくてはなりません。

コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 <http://www.kotopan.jp/>
東京都新宿区筑土八幡 2-21-301, E-mail: info@kotopan.jp, TEL/FAX: 050-3682-0769

【連絡先】090-8442-1275 (斎藤) 090-8455-5352 (山口)